

平成30年第1回八峰町議会臨時会会議録

平成30年5月10日（木曜日）

議事日程第1号

平成30年5月10日（木曜日）午前10時開会

- 第1 仮議席の指定
- 第2 選挙第1号 議長の選挙
- 第3 議席の指定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 選挙第2号 副議長の選挙
- 第7 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 第8 常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第9 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
- 第10 議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果にの報告について
- 第11 選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任について
- 第12 議会広報編集委員会委員の委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第13 選挙第3号 能代山本広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 第14 選挙第4号 能代市山本郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙
- 第15 選挙第5号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第16 選挙第6号 八峰町選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 第17 諸般の報告
- 第18 議案第38号 専決処分事項の報告について（八峰町税条例の一部を改正する条例制定について）
- 第19 議案第39号 専決処分事項の報告について（八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）
- 第20 議案第40号 専決処分の報告について（平成29年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)）
- 第21 議案第41号 専決処分事項の報告について（平成29年度八峰町営簡易水道事

業特別会計補正予算（第3号）

第22 議案第42号 八峰町副町長の選任について

第23 議案第43号 八峰町教育長の任命について

第24 議案第44号 八峰町監査委員の選任について

---

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

町長 森田 新一郎	総務課長 佐々木 高
税務会計課長 今井 利宏	企画財政課長 和平 勇人
福祉保健課長 堀江 広智	教育次長 藤田 吉孝
産業振興課長 成田 拓也	農林振興課長 浅田 善孝
建設課長 石嶋 勝比古	農業委員会事務局長 阿部 克之
学校教育課長 山本 節雄	生涯学習課長 米森 伴宗
学校給食センター所長 田村 高夫	あきた白神体験センター所長 佐藤 博孝

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 正志	書記 吉元 和歌子
--------------	-----------

---

午前10時00分 開 会

○議会事務局長（鈴木正志君） 皆様、おはようございます。議会事務局長の鈴木でございます。

本臨時会は八峰町長及び八峰町議会議員一般選挙後初めての議会であります。

地方自治法第107条の規定により、議長が選挙されるまでの間は出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の腰山良悦議員をご紹介いたします。腰山議員、よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（腰山良悦君） どうもおはようございます。座らせていただきます。

ただいま紹介いただきました腰山良悦でございます。地方自治法の規定によって臨時に議長の職務を行いますのでよろしくお願ひいたします。

ただいまから、平成30年第1回八峰町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席はただいま着席の議席としたします。

日程第2、選挙第1号、議長の選挙を議題とします。朗読させます。鈴木議会事務局長。おねがいします。

○局長（鈴木正志君） 朗読の前に皆様にお願ひします。お手元の議案の中の、八峰町議

会臨時議長と書かれている隣の空白部分に腰山良悦と。また、議長が選出された時は、八峰町議会議長と書かれている隣の空白部分に選出された議長の氏名をご記入してくださいようお願ひします。

朗読します。選挙第1号、議長の選挙について。

地方自治法第103条第1項の規定により八峰町議会議長を選挙する。

平成30年5月10日提出

八峰町議会臨時議長 腰山良悦

○臨時議長（腰山良悦君） この選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（腰山良悦君） ただいまの出席議員数は12名であります。次に立会人を指名します。

八峰町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番山本優人君、3番奈良聡子さん、5番須藤正人君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申しあげますが、投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

帳票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱確認）

○臨時議長（腰山良悦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○臨時議長(腰山良悦君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(腰山良悦君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。先ほど指名した3名は開票の立合いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長(腰山良悦君) それでは、選挙の結果を報告します。投票総数12票。有効投票12票。反対投票4票。反対投票のうち白票が4票です。

有効投票のうち見上政子さん1票、門脇直樹君7票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3票です。従って門脇直樹君が議長に当選されました。投開票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

○臨時議長(腰山良悦君) ただいま議長に当選されました門脇直樹君が議場におられます。八峰町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知します。当選された門脇直樹君より、就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) 皆様のご推挙いただき議長に就任することができました。改めて心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

先輩議員、同僚議員皆様のご指導、ご協力、アドバイスを得ながら当局と議会が切磋琢磨して、いわゆる町政発展に寄与できるように一生懸命力を尽くしたいと思います。よろしく申し上げます。

○臨時議長(腰山良悦君) 門脇議長、議長席にお着き願います。12番議員は1番の席にご移動願います。

これで私の臨時議長としての役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○議長(門脇直樹君) それでは、これより議事を進めます。

日程第3、議席の指定を行います。議席につきましては4月24日に開催した議員懇談会での申し合わせにより、ただいま着席のとおり指定することといたします。また、同じく申し合わせにより、議長席を12番、副議長席を11番とします。

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、八峰町会議規則第124条の規定により、6番芹田正嗣君、7番皆川鉄也君、8番菊地 薫君を指名します。

日程第5、会期の決定を議題とします。本臨時会の会期は本日限りとしたいと思いません。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第6、選挙第2号、副議長の選挙を行います。議案の朗読を省略します。この選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(門脇直樹君) ただいまの出席議員数は12名であります。次に立会人を指名します。

八峰町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に9番笠原吉範君、10番芦崎達美君、11番地見上政子さんの3名を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申しあげます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配布)

○議長(門脇直樹君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱確認)

○議長(門脇直樹君) 異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(門脇直樹君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。先程指名した3名の方は開票の立合いをお願いいたします。

(開票)

○議長(門脇直樹君) 選挙の結果を報告します。投票総数12票。有効投票12票。無効投票0票。有効投票のうち皆川鉄也君12票。以上のおりであります。この選挙の法

定得票数は3票です。したがって皆川鉄也君が副議長に当選されました。投開票を終ります。議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

ただいま副議長に当選されました皆川鉄也君が議場におられます。ただいまの副議長選挙において、副議長に当選されたことを八峰町議会会議規則第33条第2項の規定により告知します。皆川鉄也君より、副議長就任の挨拶をお願いいたします。

○副議長(皆川鉄也君) おはようございます。一言、御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

同僚議員の満場の投票をいただきまして副議長に就任をいたしました皆川でございます。

門脇新議長の下、議会運営が円滑に行われますように最大限努力をしてみたいと思います。

また、町当局とのパイプ役としてその潤滑油的役割を果たして参りたい、というような気持ちでいっぱいであります。

いたずらに年齢を重ねておりますが、まだまだ未熟者でございます。町民の皆さんの叱咤激励と同僚議員のご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。

どうかよろしく申し上げます。ありがとうございます。

○議長(門脇直樹君) 新副議長は11番の席に、11番議員は7番の席にご移動願います。

日程第7、選任第1号、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、八峰町議会委員条例第5条第1項の規定により、当職により指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員の選任については当職より指名します。

総務民生常任委員会委員には、1番水木壽保君、3番奈良聡子さん、6番芹田正嗣君、9番笠原吉範君、10番芦崎達美君、12番門脇直樹の6名を、教育産業建設常任委員会委員には、2番山本優人君、4番腰山良悦君、5番須藤正人君、7番見上政子さん、8番菊地 薫君、11番皆川鉄也君の6名をそれぞれ選任したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員には、ただいま指名のとおり選任することに決定いたしました。各常任委員会においては、八峰町議会委員会条例第6条第1項及び同条第2項の規定により、委員長及び副委員長それぞれ1名を互選願います。暫時休憩いたします。

午前10時28分 休 憩

.....

午前10時30分 再 開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。手元に各常任委員会の正副委員長の互選の結果が届いておりますので、事務局長に報告させます。鈴木議会事務局長。

○局長（鈴木正志君） はい、ご報告いたします。総務民生常任委員会委員長には水木壽保議員、同副委員長には笠原吉範議員が、教育産業建設常任委員会委員長には山本優人議員、同副委員長には腰山良悦議員が互選されました。以上でございます。

○議長（門脇直樹君） 各正副委員長におかれましては、それぞれの委員会において存分にご活躍くださいますようご期待いたします。

日程第9、選任第2号、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第1項の規定により、当職より指名したいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員の選任については当職より指名いたします。

議会運営委員会委員には、1番水木壽保君、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君、6番芹田正嗣君、10番芦崎達美君の5名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員にはただいま指名のとおり選任することに決定しました。

八峰町議員委員会条例第6条第1項及び同条第2項の規定により、議会運営委員会の委員長及び副委員長それぞれ1名互選願います。暫時休憩いたします。

午前10時33分 休 憩

.....  
午前10時34分 再 開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。手元に議会運営委員会の正副委員長の互選の結果が届いておりますので、事務局長に報告させます。鈴木議会事務局長。

○局長（鈴木正志君） はい、ご報告いたします。議会運営委員会委員長には、芹田正嗣議員、同副委員長には腰山良悦議員が互選されました。以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ただいま議会運営委員会の正副委員長の互選結果が報告されましたが正副委員長におかれましては、円滑な議会運営にご尽力くださいますようお願いいたします。

日程第11、選任第3号、議会広報編集委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りします。議会広報編集委員会委員の選任については、議会広報発行規定第3条第2項の規定により、当職より指名したいと思っておりますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集委員会委員の選任については当職より指名いたします。

議会広報編集委員会には、2番山本優人君、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君、9番笠原吉範君、11番皆川鉄也君の5名を指名したいと思っておりますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集委員会委員には、ただいま指名のとおり選任することに決定いたしました。八峰町議会広報発行規定第4条第1項及び同条第2項の規定により、議会広報編集委員会の委員長及び副委員長それぞれ1名を互選願います。暫時休憩いたします。

午前10時36分 休 憩

.....  
午前10時38分 再 開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 12、議会広報編集委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。手元に議会広報編集委員会の正副委員長の互選の結果が届いておりますので、事務局長に報告させます。鈴木議会事務局長。

- 局長（鈴木正志君） はい、ご報告いたします。議会広報編集委員会委員長には皆川鉄也議員、同副委員長には笠原吉範議員が互選されました。以上でございます。
- 議長（門脇直樹君） 正副委員長におかれましては、議会だよりの編集と議会の広報活動にご活躍くださいますようご期待いたします。

日程第 13、選挙第 3 号、能代山本広域市町村圏組合議会議員の選挙、日程第 14、選挙第 4 号、能代市山本郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙の 2 件は、いずれも各組合議会の出向議員に関する件であります。お諮りします。選挙第 3 号及び選挙第 4 号については一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、選挙第 3 号及び選挙第 4 号は、一括して議題とすることに決定しました。議案の朗読を省略します。お諮りします。それぞれの組合議会の出向議員の選挙の方法は、地方自治法第 118 号第 2 項の規定によって指名推薦にしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、各組合出向議員の選挙は指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、指名の方法については議長が指名することに決しました。お諮りします。能代山本広域市町村圏組合議会議員に、2 番山本優人君、8 番菊地 薫君を。能代市山本郡養護老人ホーム組合議会議員に、4 番腰山良悦君を指名したいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま当職が指名した 2 番山本優人君、8 番菊地 薫君を能代山本広域市町村圏組合議会議員の当選人に、4 番腰山良悦君を能代市山本郡養護老人ホーム組合議会議員の当選人にすることに決定しまし

た。ただいま選任されました議員の皆さんにおかれましては、それぞれの組合議会において存分にご活躍されるようご期待申し上げます。

日程第 15、選挙第 5 号、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題とします。説明させます。鈴木議会事務局長。

○局長（鈴木正志君） はい、ご説明いたします。秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員につきましては、当該市町村の長及び議員のうちから 1 人を地方自治法第 118 条の例により投票または指名推薦により選出することとなっております。当該広域連合議員の任期は同規約第 9 条で関係市町村の長または議会の議員としての任期によると規定されていることから、新たに選出する必要があるため、本日ご提案するものであります。

○議長（門脇直樹君） お諮りします。選挙の方法については地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推薦にしたいと思いますがご異議ございませんか。7 番見上政子さん。

○7 番（見上政子さん） 大変重要な仕事になっております。そしてまた議員も選出される権利がありますけれども、今回議員は立候補しておりませんが、重要な、大変な任務でありますので、選挙で、投票で行って欲しいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいま 7 番見上政子議員から投票により決すべきという動議が出されましたので、この選挙は投票で行われます。議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（門脇直樹君） ただいまの出席議員数は 12 名であります。次に立会人を指名します。

八峰町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に 1 番水木壽保君、2 番山本優人君、3 番奈良聡子さんの 3 名を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申しあげます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

○5 番（須藤正人君） 休憩をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午前 10 時 45 分 休 憩

午前 10 時 46 分 再 開

○議長（門脇直樹君） よろしいですか。休憩前にさかのぼって会議を再開します。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱確認)

○議長(門脇直樹君) 異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(門脇直樹君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。先程指名した3名の方は開票の立合いをお願いいたします。

(開票)

○議長(門脇直樹君) 選挙の結果を報告します。投票総数12票。有効投票12票。無効投票0票。有効投票のうち白票0票です。有効投票のうち見上政子さん1票、森田新一郎君9票、門脇直樹2票。以上のおりであります。この選挙の法定得票数は3票です。したがって森田新一郎君が秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人となることに決定しました。これをもちまして秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の投開票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

○議長(門脇直樹君) 日程第16、選挙第6号、八峰町選挙管理委員及び同補充員の選挙を議題とします。議案の朗読を省略します。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法は議長が指名したいと思いますがご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、選挙管理委員には、工藤俊和さん、武田ムツ子さん、下坂順子さん、小林金則さん、以上4名の方を指名します。お

諮りします。ただいま指名した4名の方を八峰町選挙管理委員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました工藤俊和さん、武田ムツ子さん、下坂順子さん、小林金則さんが八峰町選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員を指名します。第1順位加賀洋子さん、第2順位、米森吉清さん、第3順位山本友文さん、第4順位若狭幸江さん、以上4名の方を指名します。お諮りします。ただいま指名した4名の方を八峰町選挙管理委員補充員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位加賀洋子さん、第2順位米森吉清さん、第3順位山本友文さん、第4順位若狭幸江さんが八峰町選挙管理委員補充員に当選されました。休憩いたします。11時より再開します。

午前10時54分 休 憩

.....  
午前11時00分 再 開

○議長(門脇直樹君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。日程第17、諸般の報告を行います。森田町長より発言を求められておりますのでこれを許します。森田町長。

○町長(森田新一郎君) 皆様、おはようございます。

田植え作業に向けた準備も進み、当たる風にも初夏を感じさせるこのごろとなりました。

さて、本日、改選後の初議会となる平成30年第1回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しいところご出席をいただき、誠に有難うございます。

まずは、去る4月15日に執行された八峰町議会議員一般選挙において、町民の皆様の信頼と期待を受け、見事ご当選を果たされました議員の皆様に対し、改めて心からお祝いを申し上げます。

また、私も、このたびの八峰町長選挙において、町民の皆様はじめ、各方面からの暖

かいご支援を賜り、八峰町長として初めての町政を担当させていただくことになり、町民の皆様の負託と信頼に大きな責任の重さを感じながら、町民の皆様に満足していただけるような結果を残さなければならないと決意を新たにしているところであります。

八峰町は今、今後も続いていく人口減少を始め、極端な少子化や高齢化という基本問題に直面しており、このままでは私たちが暮らしている地域社会や基幹産業である農林漁業が立ち行かなくなってしまうという強い危機感を持っております。そして、こうした基本問題に真正面から挑戦していかなければ、八峰町を元気にする活路が拓けないと考えております。

結婚、妊娠、出産から育児までの若者支援、農林漁業の持続的発展、元気な高齢者や女性が活躍できる環境づくりなどの「五つの重点」や、農林漁業のさらなる成長や美しい景観や漁業に配慮した風力発電の導入、車の免許返納問題に対応する新たな交通システムの構築など「新たな視点の 10 の取り組み」をはじめ、私自身がその策定に深く関わった「第二次八峰町総合振興計画」や「八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、適正かつ厳しく評価しながら、着実な推進を図ってまいります。

八峰町が大変厳しい局面に直面している今こそ、議員の皆さんと私共が対等の立場に立って、お互いに尊重し、議論しあいながら、更なる八峰町前進に向け取り組んでいく時だと思っておりますので、様々な角度からご提言を頂き、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは、今臨時会に提案している議案についてご説明いたします。

議案第 38 号「専決処分事項の報告について」は、「八峰町税条例の一部を改正する条例制定について」の専決処分報告であり、地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第 39 号「専決処分事項の報告について」は、「八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」の専決処分報告であり、地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第 40 号「専決処分事項の報告について」は、平成 29 年度八峰町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分報告であり、既定額から 1 億 3,820 万 9 千円を減額して、歳入歳出予算の総額を 65 億 7,695 万 5 千円とするものであり、歳入の主なものは、譲与税や各種交付金、県支出金、起債などの確定に伴う補正で、歳出については、事業確定に伴う負担金や補助金、事業費などの減額となっております。

議案第 41 号「専決処分事項の報告について」は、平成 29 年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分報告であり、既定額から 390 万円を減額して、歳入歳出予算の総額を 2 億 6,299 万 8 千円とするもので、公営企業会計の固定資産調査等業務委託料の減額と、これに伴う起債の減額となっております。

議案第 42 号「八峰町副町長の選任について」は、八峰町副町長に日沼一之氏を選任することについて議会の同意を求めるものであります。

議案第 43 号「八峰町教育長の任命について」は、川尻茂樹氏を八峰町教育長に任命することについて議会の同意を求めるものであります。

議案第 44 号「八峰町監査委員の選任について」は、八峰町議会議員の中から選任する八峰町監査委員について、須藤正人氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

以上、今議会臨時会の議案は 7 件であります。

詳細については、各議案提案の際に説明させますので、宜しくご審議のうえ、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） 議長報告につきましては別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

日程第 18、議案第 38 号、専決事項の報告についてを議題とします。

当局の説明を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） それでは議案第 38 号についてご説明いたします。

議案第 38 号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、八峰町税条例の一部を改正する条例の定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成 30 年 5 月 13 日提出

八峰町長 森 田 新一郎

次のページです。

専決処分第 1 号、専決処分書。

八峰町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日

次のページからは条例を改正する改正文になります。

概要につきましては、別に配布しております「税務会計課資料1」をご覧ください。

1 ページ目からです。はじめに条例を改正する理由ですが、地方税法に一部を改正する法律、また地方税法施行令等の一部を改正する政令ほか関係法律、税条例が平成30年3月31日に公布されました。これにより原則平成30年4月1日より施行となることから、八峰町税条例の一部を改正するものでございます。

次に資料の2番「改正の概要」ですけれども、51ページ中段から55ページ上段まで表にしております。この表は改正分その後続きます「新旧対照表」の改正部分の条項、その修正内容をまとめたものです。左側に改正の条項及び条項の見出しを記載しております。また※で施行日を記載しており、記載がないものについては平成30年4月1日が施行日となります。施行日については、改正条例の附則で確定しております。右の欄は改正前の概要を記載しております。量がそうとうですので、古い方の改正による字句訂正、例えば条項の箇所や条ずれについては説明を割愛させていただきます。

主な変更点を中心に説明していきます。恐れ入りますが後で議案の改正文と配布資料の改正文の概要表、それから新旧対照表に目を通していただきますようよろしくお願いいたします。

今回の改正では、町民税、固定資産税、町たばこ税について変更がありました。

はじめに配布資料の5ページをご覧ください。①番の個人市町村民税になります。これも記載のとおり働き方の多様化、働き方改革の推進のため、所得税課税、所得課税の見直しを図り、給与所得控除や年金控除の一部を基礎控除に振り替える内容です。

「ア改正内容」については、箇条書きとしております。給与所得控除について10万円減額、そして基礎控除を10万円増額するという見通しです。10万円振替と言う事です。それと同時に、給与所得控除の上限となる収入、給与収入を現行の1,000万円から850万円に引き下げ、控除額の上限を220万円から195万円に引き下げる内容です。

実際の影響額を見てみますと、給与収入等で850万円未満の場合には全く影響はありません。それ以上収入の場合には、徐々に控除額が減少することにより、税負担が増加する仕組みとなっております。例えば、収入900万円だとすると、所得控除額が5万円の減となり、およそ1万5,000円の増税となります。1千万円の収入で見ますと、15万円の控除額の減になり、4万9,500円の負担増となります。平成30年で見てみますと、給与収

入等が850万円の方は、八峰町で33名おり、この改正による町民税の影響は概算で30万円ほどの税収増が見込まれます。

また、年金等の収入が1,000万円以上の場合は、控除額の上限を設定したり、年金等の収入以外の所得が1000万円以上の場合には控除額を引き下げる等の改正がありますが、八峰町では公的年金等収入が1,000万円の方はおりませんので、この改正による影響はございません。

また、所得…合計所得が2,400万円以上の方は基礎控除が徐々に減となり、2,500万円となると基礎控除が消滅するようになります。平成30年度を見ますと、2,500万円以上の方は2名います。以上の改正については、平成33年1月1日からの施行となります。

次に②番固定資産税です。資料の5ページの下段から6ページ上段です。今回の改正では、新たに生産性向上特別措置法による設備投資に係る固定資産税の軽減特例が可能となりました。いわゆる「わがまち特例」に新たに加えられることになりました。今後3年間の集中投資期間とし、この期間に中小企業の生産性革命の実現のために市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援する制度です。ここでいう中小企業とは、中小企業法経営強化法第2条第1項に規定した事業所で、業種ごとに資本金の額や従業員数が定められております。例えば清掃業では、資本金が3億円以下で、従業員数が300人以下、小売サービス業では、同じく5,000万円以下で100人以下といった場合です。対象設備は、生産販売活動等の業務、直接供されるものとなっております。中古資産でないことが条件です。機械装置によっては、160万円以上、検査等器具備品では30万円以上であることや、導入により労働生産性が年平均3%以上向上が見込まれることなどの条件があります。

その他今回の改正では、土地にかかる負担調整措置、農地や宅地に係る軽減特例等、平成28年度から平成30年までの特例措置を原則3年間延長することになりました。

次は③番たばこ税です。たばこ税では大きく2点の改正がありました。

1点目は、たばこ税の引上げです。税率の引上げについては、消費者やたばこ農家、小売店の影響、市場や産業への中長期的な影響、国民の健康危惧の観点など総合的に勘案し、3回にわけて段階的に実施することになりました。

資料6ページです。1回目は平成30年10月1日、現行の1,000本当たり5,262円から5,692円に引き上げられるものです。1,000本当たり430円、1本当たり0.43円の引上げとなります。これは町のたばこ税分で国・県を含めると1本当たり1円の引上げとなり

ます。消費税の引上げの関係で、平成31年度は実施せず、平成33年10月1日までの4年間で1本当たり合計で3円の増額となります。1箱あたりとなりますと、60円引き上げることになります。

また、3級品たばこ、いわゆるわかば、しんせい、ゴールデンバット等についても1級品と同額への引上げが現在実施中で、平成31年10月で同額となる見通しです。この引上げによるたばこ税の影響ですが、単純計算で平成29年度の実績では、年間935万4,378本の売り上げがありました。4年間で3円アップということで、町たばこ税には1.29円の影響があります。4年後には、これで計算しますと、1,200万円分の町たばこ税の増収となりますが、ここ数年のたばこ販売本数が減少傾向にあり、今後増税による値上げがなされた場合、さらにたばこ離れが進むことが予想され、実際にはそれほど多い税収増が見込めないと思われま

す。次に可燃式たばこについてです。6ページの下段からとなります。

ここ数年、急速に普及してきている加熱式たばこについての見直しです。

現在、加熱式たばこは、パイプたばこに分類され、重さ1gを紙巻きたばこ1本に換算されております。

現段階の税率を比較しますと、紙巻きたばこ1箱あたりの税率が約63%であるのに対し、加熱式たばこは15%から49%となっております。この大きな税価格差が問題となっており、今回の改正となりました。このため、今回改正では、加熱式たばこを新たな区分として新設し、さらに紙巻きたばこへの換算方法を見直し、今後5年間で紙巻きたばこの税率の7割から9割まで引き上げる改正となります。

具体的には7ページの上段にある換算方法の変更になります。

以上ですが施行期日については、はじめにご説明しているとおり原則平成30年4月1日です。ただし附則で定めた日より施行期日はそれぞれ異なります。

配布資料の概要の期間の左側の※のところにありますので確認願います。

以上よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第38号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 今説明をいただきましたけれども、この条例というものは、条例、本当に議会の中では一番大切なものであって、議会で重要な仕事の一つだと思うんです。

それが、こういう重要なものが、専決処分にならなければならないという、その国の方から3月30日…施行…4月1日施行という、大変短い期間で各市町村にもおろされていると思うんですけども、これはそしたら全国的に各市町村が必ずこれはもう専決処分でやらなければならないという、そういうものなのですか。それとも、議会にかかって、議会に審議できるような時間を設けられるようなそういう仕組みになっていないのですか。その辺をちょっと伺いたいです。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 専決処分に関することですが、この条例では平成29年の12月に平成30年度改正と言う事で、閣議決定された税制改正です。

これを国会に提出するのが3月になり、で、決定して施行期日は4月1日ということです。ですので、どうしてもどこの市町村でも4月1日から施行するためには、専決処分と言う事になると思います。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） はい。専決処分とはいえ、大変重要な中身が含まれています。850万円以上の人たちの男女…。それとまた、33名の町の方が月収…収入も町税に影響してくるというふうなということと、あと、たばこ税も値上げされることによって、たばこというものは生活弱者というか、気持ちを安定させるためにたばこにちょっと依存をせざるを得ない精神障がい者の人だとか、そういう方々もかなり影響がでてくるのではないかと、日常生活に影響が出てくると思われま。たばこについては、いろんな喫煙の問題もあるのですけども、やっぱり町民に与える影響、町に与える影響っていうものはありますので私は専決処分でありますけれども、反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論はありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今、税務会計課長からお話しされましたように、国の方で3月31日に公布して4月1日から施行せよというようなことであれば、なかなか物理的に議会を招集して討論すると言う事は、不可能に近いという具合に思われます。この後もま

た、こういった類の条例改正とか出てくると思いますので、私はやむを得ない事情で専決処分するのは、仕方がないのではないかなというような気がいたします。

したがいまして、専決処分することには何ら差し支えないだろうという具合に思います。よって賛成をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。お諮りします。この採決は起立で行います。

本案を承認することに賛成の方は起立を求めます。

（起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり承認されました。

日程第19、議案第39号、専決事項の報告についてを議題とします。

当局の説明を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） それでは、議案第39号についてご説明いたします。

議案第39号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

平成30年5月10日提出

八峰町長 森田 新一郎

次のページです。

専決処分第2号、専決処分書。

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分するものです。

平成30年3月31日

八峰町長 加藤 和夫

次からは同じく条例を改正する改正文となります。

内容につきましては、いずれ配布しております税務会計課資料2をご覧ください。ページは51ページからとなります。

はじめに条例を改正する理由ですが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、また、地方税法の一部を改正する法律地方税法の一部を改正する政令ほか関係税条例から平成30年3月31日に公布されました。

これにより、原則平成30年4月1日より施行となることから、八峰町国民健康保険税の一部を、税条例の一部を改正することになります。

次に資料の2番を、概要を、改正の概要について表示しておりますのでご覧ください。

これも改正文及び新旧対象表の改正部分の条項と、その内容を拾ったものでございます。

第2条の改正については、この4月より国民健康保険の財政運営主体が県になっていることから課税額の軽減が変更となったものです。

それからもう一点は、限度額の上限が引き上げられたものです。

52ページの①番をご覧ください。国民健康保険税の医療部分の課税限度額が現行の54万円から58万円に4万円引き上げられました。このため、健康保険税の上限額が現行の89万円から93万円となります。平成29年度では、54万円の税額が上限となっていた世帯は14世帯でしたが、上限を58万円に引き上げることで追記してみたところ、該当となるのは11世帯、3世帯の減となりました。税額ではおよそ50万円ほどの増になるものです。

次に②番保険税額の減額措置に係る軽減判定所得の変更です。条例の24条となります。国保税の算定に当たり世帯主及び国保加入者の所得が基準より低い場合には、国保税の所得割と均等割を軽減する制度があります。八峰町では、7割・5割・2割の軽減措置を行っており、今回の改正では5割軽減及び2割軽減の判定所得の算定が変更になりました。5割軽減では世帯の人数に上限金額は27万円から27万5千円と5,000円アップ、また、2割軽減の判定では現行49万円が50万円への1万円を引き上げる改正です。29年度で試算してみますと、この改正による2割軽減から5割軽減に該当するのが9人、軽減なしの方だったのが2割軽減になるのが7人と推計されました。税額で見ますとおよそ25万円が軽減される計算となりました。

今回の改正では数値そのものが大きく変わるわけではございませんが、税額の上限を引き上げること、それから税額の軽減となる所得額を引き上げることでこれまで以上に収入が多い世帯には厚く、収入が少ない世帯には薄くといった課税状況になったかといえます。

以上、改正の施行期日は平成30年4月1日でございます。よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第39号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 先ほどと同じく国の方では一方的に各市町村に専決処分…を行えるような強制的なやり方だとは思いますが、この国保に関しては、この6月に議会で承認されれば国保税が決定される…この決定されるまでの期間があると思うんですけども、これを専決処分しなければならないのですか、今。限度額が上がるとか、こういう金額の変更があるというのを国の方から強制的にこうなさいということになるのであればおかしいなあ、大義だなあと思うんですけども。国保会計で決定するのはまだ早いんですが、それを専決処分で（？）ももう少し伸ばして議会に諮ると言うことはできないのですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） これはあくまで制度上の上限額を引き上げる制度改正ですので、八峰町で6月の運営協議会どうこうで決めるような内容でございません。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 国のやり方なんですけれども、やはり限度額を上げることによって影響を与える世帯が、町民に与える影響がある、増税になる世帯が生まれるというのはやはりこれはおかしいなと思います。で、国のやり方で、一方的にこういうふうなやり方をせざるを得ないこういうふうな仕組みにも問題があるんですけども、私はこの国保税の限度額の引上げが勝手に行われると言う事に対して反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。この採決は起立で行います。

本案を承認することに賛成の方は起立を求めます。

（起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり承認されました。

日程第20、議案第40号、専決処分事項の報告についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平企画財政課長。

○企画財政課長（和平勇人君） 議案第40号、専決事項処分事項の報告についてご説明いたします。専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度八峰町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成30年5月10日提出

八峰町長 森 田 新一郎

次のページをお開きください。

専決処分書。専決処分第3号となっております。

平成29年度八峰町一般会計補正予算（第9号）の概要は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,820万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億7,695万5千円とするほか、対象事業費の確定に伴う地方債の変更を行うものでございます。

次に歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書、9ページ以降をご覧ください。あきながら歳入、歳出の順にご説明いたします。

9ページをお開きください。1款町税につきましては歳入実績見込みがまとまったことによる補正でございます。1項町民税、2項固定資産税につきましては、予算現計を上回る歳入を確保できる見込みとなりましたが、4項たばこ税につきましては、売上本数の減少により、192万円の減額補正となっております。

2款地方譲与税から移行、21・22ページの15款県支出金、3項委託金につきましてはいずれも平成29年度の歳入が確定したことによる補正でございます。

21ページをお開きください。16款財産収入につきましては、21ページから24ページにかけて記載しております。財産収入のうち、町有土地貸付料及び町有土地売払料につきましては、財政調整基金条例の規定により、その歳入額の全額を財政調整基金に積み立てることとされております。歳入実績見込額が現計予算額を上回る見込みとなりましたため、歳出所要額と整合を図るための補正でございます。関連歳出については後ほど説

明いたします。

23ページをお開きください。17款寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金の歳入が確定したことによる減額補正でございます。平成29年度のふるさと納税寄附金につきましては、平成28年度を上回るケースで推移していたため、最終実績において大幅な増額が見込めるものと推計し、随時予算の追加補正を行いました。平成30年2月及び3月実績が前年度比マイナスとなったことにより、見込額に届かなかったものと分析しております。寄附金の最終実績は、前年度比47.4%増の3,371万5,601円となっております。

18款繰入金、2項基金繰入金のうち、1目財政調整基金繰入金につきましては、町税及び地方交付税の追加補正並びに歳出不用額の減額補正により財源不足額補てん分として予算計上をしておりました1億8,000万円の繰入を不用と判断し、全額減額補正いたします。

基金からの繰入金などを減額したことにより、財政調整基金の平成29年度末残高はおおよそ30億7,900万円になる見込みでございます。

2目雇用創出機器繰入金、4目ふるさと八峰応援基金繰入金につきましては、それぞれ雇用創出活動支援事業貯金及びふるさと納税に要する経費も特定財源として予算計上していますが、歳出実績見込みがまとまったことにより、歳出所要額との整合を図るための減額補正でございます。関連歳出につきましては、雇用創出支援事業補助金は33・34ページの5款1項4目緊急雇用対策費に、ふるさと納税管理費は、29・30ページの2款1項13目ふるさと納税管理費に記載しております。

25ページをお開きください。19款繰越金につきましては、最終歳出補正額全体の減額補正でございます。

20款諸収入につきましては、歳入実績見込みと現計予算額の乖離の大きいもののみ追加または減額の予算補正を行っております。

21款町債につきましては、25ページから28ページにかけて記載しております。内容は、起債対象事業の確定に伴う補正でございます。

続きまして歳出を説明いたします。29ページをお開きください。

概ねの科目につきましては、歳出実績がまとまったことによる減額補正でございますので、個別の項目の説明は割愛させていただきます。

47ページをお開きください。13款諸支出金、3目基金費のうち、1目財政調整基金費につきましては、歳入でご説明しましたとおり、基金に積み立てることとされている歳

入の追加補正がありましたので、整合を図るための追加補正でございます。

説明は以上であります。何とぞご承認くださるようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第40号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

日程第21、議案第41号専決事項処分事項の報告についてを議題とします。当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第41号 専決処分事項の報告についてをご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規程により、平成29年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規程によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

平成30年5月10日提出

八峰町長 森 田 新一郎

専決処分第4号、専決処分書。

地方自治法179条第1項の規程により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

八峰町長 加 藤 和 夫

平成29年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)。

平成29年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ390

万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,998万円とするものです。

地方債の補正、第2条は、「第2表 地方債補正」によります。

3ページをお願いします。第2表、地方債補正、1変更。補正前の限度額は1,150万円に対し、補正後760万円に変更するものです。

次に7ページ、8ページをお願いします。2歳入でございます。

6款1項1目町債、公営企業会計適用債390万円の減額でございます。歳出の減額補正に伴い、財源補正等であります。

9ページ、10ページをお願いします。歳出でございます。1款管理費、1項総務管理費、1目一般管理費、委託料として固定資産調査等業務委託料390万円の減額です。

これは、29年度分の業務完了実績による減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第41号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり承認されました。

日程第22、議案第42号、八峰町副町長の選任についてを議題とします。当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第42号、八峰町副町長の選任についてを説明いたします。

八峰町副町長として、次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所は八峰町八森字立石1番地、氏名は日沼一之さんで、昭和26年12月7日生まれの方であります。

日沼さんは、昭和47年に能代地区消防一部事務組合の消防士として採用され、消防本

部総務課長、消防本部次長などを歴任し、平成24年に能代山本広域市町村圏組合消防本部消防長で定年退職されました。約40年間、消防や防災の業務一筋に取り組まれた方があります。

また、平成27年からは、八峰町社会福祉協議会の理事として、私と共に地域福祉の増進に頑張ってきた方でもあります。

八峰町は今、極端な高齢化が進行中であり、また空き家も増え続けていることが見込まれる中で、町民の皆さまが安全に安心して暮らせる防災に強い町づくりや、消防本部との連携強化による空き家対策が重要であると認識しております。日沼さんの消防や防災に関するこれまでの豊かな経験に加え、誠実で実直な人柄が八峰町役場職員の力をまとめてくれると共に、私を補佐してくれながら八峰町の持続的発展に大いに貢献してくれるものと確信しております。

議員の皆さまからもご理解の上、副町長の選任に対し、御同意してくださるようよろしく願い申し上げまして提案理由とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第42号について質疑を行います。質疑ありませんか。

5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） はい、現職の…日沼一之氏の現職の紹介もお願いしたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） はい。現職は、4月30日までは大森グループの顧問でありましたけれども、辞表を提出して、4月30日付けで受理されたと伺っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 4月30日に辞職願を出したそうですけども、「親孝の里」の方には、平成27年から何年までおられたんですか。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） お答えいたします。

「親孝の里」には定年退職した直後の平成24年4月から勤めておりまして、その後、25年、26年まで勤めておりますが、それ以降の部分についても「親孝の里」を含めたいろんな問題についての相談役、そういう顧問とかそういう役職で就いた方があります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 具体的に顧問というのは、どういうふうな仕事をして、どういう勤務体制になっておられたんでしょうか。で、まあ4月30日に辞表を提出したということですけども、4月30日にその場ですぐに受理されたのですか。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） 辞表の部分につきましては4月30日付けで提出いたしまして、結果的に4月30日付けで受理するというふうなお話を伺っております。もう一つなんでしたっけ。

○議長（門脇直樹君） 顧問の仕事の内容。

○町長（森田新一郎君） ああ、顧問の仕事の内容は、週1回及び2回くらいに何か問題があった時に各グループの相談役として相談を受けるという内容だと伺っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

この採決の方法については、無記名投票で決定したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は無記名投票で行うことに決定いたしました。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（門脇直樹君） ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。

八峰町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番腰山良悦君、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（門脇直樹君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

（投票箱点検）

○議長（門脇直樹君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（門脇直樹君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（門脇直樹君） 選挙の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票。

有効投票のうち賛成6票、有効投票のうち反対5票、反対のうち白票1票であります。

以上のおり賛成が多数であります。したがって、議案第42号は原案のおり同意することに決定しました。

休憩します。

午前 11時59分 休憩

午後 0時00分 再開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第23、議案第43号、八峰町教育長の任命についてを議題とします。当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） それでは、議案第43号、八峰町教育長の任命についてを説明いたします。

八峰町教育長として、次の者を任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所は、八峰町峰浜水沢字水沢40番地

氏名は、川尻茂樹さんで、昭和31年12月8日生まれの方であります。

川尻さんは、昭和56年に鹿角市立尾去沢中学校を教諭として採用され、峰浜村立峰浜中学校教頭、三種町立下岩川中学校校長、能代市立二ツ井小学校校長などを歴任し、平成29年に能代市立第四小学校で定年退職されました。

36年間に及ぶ教育生活を通じて、学校現場を知り尽くしている方であり、また、平成19年に能代市山本郡教頭会会長、平成28年に能代市校長会会長などを務められております。また、平成29年からは、八峰町教育委員会CSディレクター、コミュニティスクールディレクターとして私と共に学校や家庭だけでなく、地域も一体となった教育の推進に頑張ってきた方でもあります。

川尻さんは、学校現場の状況をよく知っている教育長として、また、誠実で温厚な人柄で八峰町教育委員会の職員の力をまとめてくれると思ひ、学校現場の連携もより一層強化しながら八峰町におけるICTを活用した教育の充実や、コミュニティスクール事業の発展に大いに貢献してくれるものと確信をしております。

議員の皆さんからも、ご理解の上、教育長の任命に対し、ご同意して下さるようよろしくお願い申し上げまして提案理由とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第43号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

この採決の方法については、無記名投票で決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本議案は無記名投票で行うことに決定いたしました。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(門脇直樹君) ただいまの出席議員数は12人であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番見上政子さん、8番菊地 薫君、9番笠原吉範君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(門脇直樹君) 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

(投票箱点検)

○議長(門脇直樹君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(門脇直樹君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(門脇直樹君) 選挙の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票。

有効投票のうち賛成7票、有効投票のうち反対4票、反対のうち白票3票であります。以上のおり賛成が多数であります。したがって、議案第43号は原案のおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第24、議案第44号、八峰町監査委員の選任についてを議題とします。当局の説明を求めます。

○5番（須藤正人君） 議長。

○議長（門脇直樹君） 5番須藤議員。

○5番（須藤正人君） はい、私に関する選任議案でありますので、退席をさせていただきます。

○議長（門脇直樹君） はい、許可します。

（5番須藤正人君退席）

○議長（門脇直樹君） それでは、当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） それでは、議案第44号、八峰町監査委員の選任についてを説明いたします。

八峰町議会議員の中から選任する八峰町監査委員として、

住所 八峰町八森字岩館71番地

氏名、須藤正人さんで昭和27年3月18日生まれの方であります。

須藤正人さんを選任いたしたく地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第44号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。採決の方法については、会議規則第86条の規定により簡易評決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか・

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易評決で行うことと決定しました。5番議員の入場を許可します。

（5番須藤正人君 入場）

○議長（門脇直樹君） お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定しました。

これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

平成30年第1回八峰町議会臨時会を閉会します。ご協力ありがとうございました。

---

午後 0時11分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会臨時議長 腰 山 良 悦

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 6 番 芹 田 正 嗣

同 署名議員 1 1 番 皆 川 鉄 也

同 署名議員 8 番 菊 地 薫